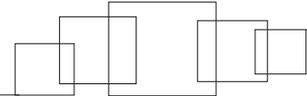


上関原発用地埋立禁止 #27 住民訴訟の会 News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 T&F 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com http://umetatekinshi.wix.com/juuminoshou
上関原発住民訴訟  郵便振替口座 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714

誠意ある回答を願って



岡本 正彰

コロナウイルス感染者が東京で一気に増える前の3月23日、山口県庁での、知事宛の「質問書(5)」の手交に参加した。こちらの参加者は6名で、そろって知事室へ元気よく向かったが、我々の姿が見えるとガードマンにより知事室につながる扉が閉められ、通せんぼのような振る舞いを受けた。今思い返せば、そのような振る舞いを受けたからこそ、参加者の一人が声を荒げるに至ったのだろう。「我々は知事室へ質問書を手渡しに行くんだ。その何が悪いんですか？そもそも質問をはぐらかすから、何度も来るようになるんだ」と言われた。もみ合いにならなければ声を荒げたのは良くないと思うが、知事や職員が誠意ある回答をされていたら、我々だってわざわざ来る必要もないのだし、スポーツ選手団や表敬訪問は知事室へ行けるのに、我々は行けないというのは、人を見て対応を変えるという、県議会の答弁でも見られる姿勢が如実に現れていると感じた。

その後、別室に通され、小畑事務局長が質問の趣旨を説明し、質問書と要望書を手交した。

先の質問書を検討する会議で、6分野21項目については知事が新規原発の是非を曖昧にしておこうと避け続けていて、効果的な質問ではないという結論により、敢えて割愛した。公有水面埋立免許3年6ヶ月延長については、「原発の安全審査に万全を期するためにポーリング調査を実施すると中国電力の主張に合理性があり」と前回回答されているので、これは上関原発建設をはっきり認めているのだと言わせる質問にした。要望書は、知事や知事の指示で質問をはぐらかす回答をしたり、誠意をまったく感じられない対応をされることを止めてほしい、改善してほしいという願いである。

手交した後、港湾課長が、「私たちは誠意ある回答をしています。そちらの意にそぐわないのは受け取り方の問題でしょう」と、前回と同じように言われた。弁解も、ほぼ前回と同じであると感じた。だから要望書を出されても、職員の心には響いていないと思った。

その後、前述の参加者が同席されている若手の職員に、「小畑さんが言ったこと、メモを取る仕草さえ見せないが、何を言ったか復唱してください」と言ったら、しばらくしてボソッと「復唱する必要はありません」と言ったので、再び声を荒げた。今度は押し問答がしばらく続いたので、5人で声をかけクールダウンしてもらって、その場を後にしたが、参加者の彼は県知事や職員の振る舞いを正そうとしているのである。表現方法が行き過ぎているだけであり、職員は彼の態度を責めるのではなく、自分たちの振る舞いをあらため、次回こそ誠意ある回答をしてほしい。できれば、「知事、御自分で誠実に回答してください」と言ってほしい。

午前中は小畑さんが他用があるため、行きは自分で県庁まで行った。宇部から新山口駅までは宇部市営バス、新山口駅から県庁までは防長バスを利用した。両バスとも乗客が少なく、空気を運んでいるように感じた。コロナウイルス感染の影響がなければ、いくら平日とは言え、もっと乗客は多いであろう。活動の手を緩めてはいけませんが、身体に気を付け無理をせず、コロナウイルス感染の一日も早い終息を祈りたい。それには他国の誰それを非難するのではなく、「世界は一つ」と団結して終息へと向かってほしいと思う。

(おかもと・まさあき／支援者)

本号に同封予定の「上告理由書」は、裁判所の上告受理通知が3月3日付となったため、最高裁への提出期限は4月22日となりました。只今弁護団が鋭意執筆中です。追って送付します。

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会

〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 宇部緑橋教会内 TEL & FAX 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com

2020年3月23日

山口県知事 村岡嗣政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畑太作
携帯電話 080-5029-5599

上関原発に関する質問 (5)

日頃の県民全体のためのお働きに感謝します。

2月13日付の回答書を受領しました。ご回答下さったことには感謝します。しかしながら、殆ど以前の回答を繰り返されているだけであり、当方の質問に対するご回答にはなっていないので下記改めて質問します。また新たな質問を加えます。囲み野の中が、この度の質問です。

4月7日までに、文書にてご回答下さると共に、回答書は取りに伺いますので、手交して下さい。また、質疑応答の機会を設けて下さるよう要望します。

記

1. 「6分野21項目」の要請について

山口県知事による、経産省資源エネルギー庁長官への2001年4月23日付文書（商政第65号。以下「意見書」）に対する、2010年2月9日付の経産省資源エネルギー庁ならびに原子力安全・保安院による文書「上関原子力発電所計画に係る「知事意見」に対する国の対応状況について」（以下「回答書」）を確認しました。

(1) 本来ならば、あの福島原発事故を直視し、知事は改めて同意・不同意の判断を為すべきです。見解を伺います。

回答) 現在、国から何らかの判断を求められているわけではなく、お示しのような同意・不同意の判断をする考えはない。

質問) 「6分野21項目」の要請は誰のために為したのでしょうか。

回答) 平成13年4月6日、経済産業省資源エネルギー庁長官から知事あてに上関原子力発電所計画の電源開発基本計画への組入れについて意見照会があり、県民の安心・安全を守るという観点から、同月23日に、6分野21項目の知事意見を提出したものです。

(2) 「回答書」は、福島原発事故前の組織や法規を前提にしており、少なくとも知事は現行の組織と法規に基づいた回答書を得ておくべきです。現行の回答では、責任主体も根拠も曖昧であり、「意見書」の意味を損失していると言わざるを得ません。見解を伺います。

回答) 福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合は現在まで開催されていないことから、県として国の対応状況を確認する状況にはない。

質問) 回答になっていません。福島原発事故を受けて、国政府は新たな組織と法規に改変したのであり、明らかに回答書の前提を欠いた状況に変わっています。従って当然、新たな回答書を得るべきだと考えますが、見解を伺います。

回答) 県としては、6分野21項目の知事意見について、国の安全審査の状況等、計画の進

捗状況に応じて、適宜適切に国の対応をチェックしていくこととしていますが、11月29日付けて回答したとおり、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合は現在まで開催されていないことから、県として国の対応状況を確認する状況にはありません。

質問) 不要な言葉を連ねていますが、6分野21項目が「県民の安心・安全を守る」ためであるならば、国の審査会合が開催されていないことを、県庁自らが新たな回答を得ない根拠とするのは筋違いです。最低限でも、その旨の回答は国政府から得ておくべきです。現にこうして県民からの要請もある訳ですから、山口県政としては国政府に問い質し、新たな回答書を得るべきだと考えます。見解を示して下さい。

回答) これまでも回答しているとおおり、県としては、6分野21項目の知事意見について、国の安全審査の状況等、計画の進捗状況に応じて、適宜適切に国の対応をチェックしていくこととしていますが、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合は現在まで開催されておらず、国の安全審査の状況に変化がないことから、県として国の対応状況を確認する状況にはありません。

(3)「回答書」の「2 安全確保等について (1)、(2) について」において、国政府は県民等に説明すると回答していますが、説明会は実施されたのでしょうか。されたとしたらいつ何処で実施されたのでしょうか。もしも未実施であれば、公有水面埋立免許及び一般海域占用許可をされている知事としては、すなわち上関原発建設推進を容認している知事としては必然的に、早急に実施を求める責任があるというべきです。ご回答下さい。

回答) お示しの国の回答書にある説明会は開催されていないが、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合が開催されていない中で、説明会の実施を国に求める考えはない。

質問) 回答になっていません。福島原発事故以前においても説明会が約束されていたところ、事故後はなおのこと説明会が求められるべきところです。しかも、山口県知事は国政府による当該地の重要電源開発地点の指定に依拠して、上関原発建設は見通しのある事業としているのでしょうか。改めて見解を求めます。

回答) 県としては、6分野21項目の知事意見について、国の安全審査の状況等、計画の進捗状況に応じて、適宜適切に国の対応をチェックしていくこととしていますが、11月29日付けて回答したとおり、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合が開催されていない中で、説明会の実施を国に求める考えはありません。

質問) 回答になっていません。国が審査会合を開催していないことと、山口県が説明会の実施を国に求めないこととはどういう関係があるのでしょうか。国政府が原発の新増設をしないと宣言しているにも拘わらず、上関原発を進めている山口県知事としては、自治体である山口県の主体において説明会開催を求めるべきだと考えます。

回答) これまでも回答しているとおおり、県としては、6分野21項目の知事意見について、国の安全審査の状況等、計画の進捗状況に応じて、適宜適切に国の対応をチェックしていくこととしていますが、福島第一原子力発電所の事故以降、上関原発建設計画に係る国の審査会合が開催されていない中で、説明会の実施を国に求める考えはありません。

2. 公有水面埋立免許の3年6ヶ月延長許可について

(1)中電のいう2013年施行の「新規制基準」とは「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」であるとのこと。しかしこれは、新規原発である上関原発に関して適用できる基準なのでしょうか。法的根拠を踏まえてご説明下さい。

(2)原子力規制庁によれば、そもそも新規原発設置のための新規制基準は策定作業にも入っていないとのこと(2019年6月7日に実施した、原子力規制庁との協議の記録メモを以下に転記しておきます)。この事についての見解を、前項との関わりでご説明下さい。

当方) 新規制基準は既設のであり、新設の基準はないのではないか。

— 正岡秀章 (原子力規制部審査グループ実用炉審査部門監理官補佐): その通りである。

当方) 新增設は想定無しだから、基準はないのか。

正岡) 検討すらしていない。

回答) <(1) 及び (2) に対する回答> 新規制基準は、原子炉等規制法に基づき事業者と原子力規制委員会との間で行われる原子炉設置許可手続に係るものであり、県は直接の当事者ではないため、お尋ねの上関原発に関して適用できる基準なのかどうかや、新規原発設置の際の取扱いを含め、承知していない。

質問) 非合理的で根拠のない延長許可であったと言わざるを得ません。国政府への問い合わせをする責任があります。調査の上、ご回答下さい。

回答) この度の延長申請については、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施すると中国電力の主張に合理性があり、期間延長に正当な事由があると認められたことから、延長を許可したものです。なお、お示しの新規制基準が上関原発に適用されるかどうかは、公有水面埋立法に基づく期間延長の正当な事由の審査に必要ないことから、国に確認する考えはありません。

質問) 回答になっていません。「新規制基準」なるものを上関原発に適用することの正否は、当然、ボーリング調査実施の正当の根拠に関わることです。「必要がない」理由を分かるようにご説明下さい。

回答) これまでも回答しているとおり、新規制基準は、原子炉等規制法に基づき事業者と原子力規制委員会との間で行われる原子炉設置許可手続に係るものであり、埋立免許の延長許可は原子炉設置許可とは法体系を別に行っていることから、新規制基準が上関原発に適用されるかどうかは、公有水面埋立法に基づく期間延長の正当な事由の審査の対象ではありません。

質問) 知事は「原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施すると中国電力の主張」に合理性を認めているとのことですが、その合理性の根拠は、中国電力がボーリング調査の必要を見出した「新規制基準」にあります。ところが知事は、その「新規制基準が上関原発に適用されるかどうか」は、審査していないと言います。そして、その理由を「法体系を別に行っている」などと言いますが、現に「新規制基準」によってボーリング調査の必要が判断されていることからすれば、全く不当な理解だと言わねばなりません。事実は、「新規制基準」は原子炉設置許可に際しても審査の根拠となるということです。

そもそも公有水面埋立法は、他にも様々な法令を前提としています。例えば、第四条 1 の二の「其の埋立が環境保全及災害防止に付十分配慮せられたるものなること」は、環境影響評価法に基づき環境保全の確保を審査した訳です。同法は勿論、原子力発電所建設のためだけの法律ではないのですが、同法が環境保全の審査には根拠法となることの合理性は国政府も認めているところだからです。

こうして一方では、知事の言い方を借りれば「法体系を別に行っている」法令を根拠とし審査しながら、他方で、ボーリング調査の必要性については根拠法が無いというに等しいこの度の審査は、全く合理性を欠いていると言わざるを得ないものです。この矛盾についてご説明下さい。

(3) 期限までに竣功できなかった事由にボーリング調査の必要の発生があることについて、合理的説明を求めましたが、頂いた回答は合理的な説明とは到底言えません。改めてご説明下さい。

①中国電力(株)は、2013年の「新規制基準」に照らして陸上ボーリング調査検討を2016年8月上旬までしたというが、3年余もの検討期間が合理的である根拠は。

②更には、海上ボーリング調査決定（2019年5月下旬）まで6年余を費やしているがこの期間が適正で合理的である根拠は。

回答) 申請書及び補足説明回答書において、海上ボーリング調査の実施を決定するまでの経緯について詳細な説明がなされており、その説明に合理性があると認めたところである。

質問) 申請書及び補足説明回答書にも合理的な説明はありません。当該図書の何処に合理性があると認めたのでしょうか。お示し下さい。

回答) 申請書及び補足説明回答書において、海上ボーリング調査の実施を決定するまでの経緯について詳細な説明がなされており、県としては、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施すると中国電力の主張に合理性があると認めたところです。

質問) 全く回答になっていません。最初の質問①と②について、中国電力(株)の申請図書の該当箇所を示して誠実にご回答下さい。

回答) これまでも回答しているとおり、申請書及び補足説明回答書において、平成25年の新規基準施行後、上関原発にも鉋物脈法が適用できるかどうか、平成28年8月上旬まで検討を行った後、同月下旬に鉋物脈法による陸上ボーリング調査の実施を決定し、その時点で、陸上ボーリング調査の結果次第では海上ボーリング調査の実施が必要になる可能性があると認識していたとの説明がなされています。また、陸上ボーリング調査を実施したところ、十分な結果が得られなかったことから、多角的に説明を行うことで原発の安全審査に万全を期す必要があると判断し、令和元年5月下旬に上載地層法による海上ボーリング調査の実施を最終的に決定したとの説明もなされています。県としては、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施すると事業者の説明に合理性があると認めたところです。

質問) 全く回答になっていません。余りにも長期にわたる検討期間の合理性について質問しています。

(4)そもそもこの度の延長3年6ヶ月の中6ヶ月が海上ボーリング調査に見込まれていますが、海上ボーリング調査期間を公有水面埋立免許に含めることが出来る法的根拠についてご説明下さい。

回答) 10月30日付けて回答したとおり、埋立工事に先立って海上ボーリング調査を実施しなければならないことが主張されていることから、海上ボーリング調査の所要期間と合わせて、竣功期限を工事着手の日から13年3月以内としたものである。

質問) 法的根拠について尋ねています。ご説明下さい。

回答) この度の延長申請については、公有水面埋立法第13条の2第1項に基づき、期間延長に正当な事由があり、許可要件を満たしていると認められたことから許可したものです。

質問) 公有水面埋立法第13条の2第1項は「都道府県知事正当の事由ありと認むるときは免許を為したる埋立に関し埋立区域の縮小、埋立地の用途若は設計の概要の変更又は前条の期間の伸長を許可することを得」とあるのであり、埋立の前提となる調査を含めることは不当です。知事の法理解では、今更ながらに環境アセス調査であろうが、権利者の不同意発覚のための調停処理であろうが、埋立に必要な諸事務は全て埋立免許期間に含めることができるということになり、公有水面埋立法を逸脱していると言わねばなりません。合法というならば適切な法的根拠を示して下さい。

回答) 公有水面埋立法第13条の2第1項は、竣功できなかった要因が竣功期限までに解消しない場合がありうることを前提とした規定であり、正当な事由があると認めれば、当該期間を含め、期間の伸長を許可することができます。これまでも回答しているとおり、この度の延長許可については、埋立に先立って海上ボーリング調査を実施しなければならないことが主張されていることから、海上ボーリング調査の所要期間と合わせて、新たな竣功期限を工事着手の日から13年3月以内としたものです。

質問) 知事の裁量権を恣意的に拡大しています。同条文(前回質問参照)によれば知事が、正当な事由があると認め、期間の延長が出来るのは「免許を為したる埋め立てに関し」

てのみです。事実、海上ボーリング調査は一般海域占有許可として取り扱っている訳です。ご主張の通り海上ボーリング調査が公有水面埋立免許に含まれるのであれば、一般海域占有許可は不要ではないでしょうか。ご説明下さい。

(5)仮に前項が可能だとしても、公有水面埋立法は「埋立地の用途が土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体(港務局を含む)の法律に基く計画に違背せざること」(第四条1三)と定めており、先に一般海域占有許可を必要とすると解すべきと考えます。ご見解を示して下さい。

回答) 一般海域の占有許可は、一般海域の利用に関する条例に基づく手続であり、埋立免許の延長許可とは法体系を別にしてしていることから、それぞれの許可に先後はない。この度の延長申請については、公有水面埋立法に基づき、期間延長に正当な事由があり、許可要件を満たしていると認められたことから許可したものである。

質問) 引用した条文にあるとおり、公有水面埋立免許は「国又は地方公共団体の法律に基づく計画に違背せざること」が前提条件です。すなわち、一般海域の占有許可は埋立免許に先行しなければなりません。まさに「法体系を別にしてしている」(一般海域の利用に関する条例第四条一)にもかかわらず、一般海域の占有許可を公有水面埋立免許に組み入れ、無理矢理に埋立免許延長を許可したのは知事ご自身です。つまり、今更ながらに海上ボーリング調査の必要が生じ、しかもその申請もない、従って許否の判断もない中、それらも含めて埋立免許に含めるのは、実質的に一般海域占有許可の審査権の放棄というべきものです。更には免許延長申請の必要の法的根拠すら不知である(2-(1)(2)回答)とは、無責任極まりないと言わざるを得ません。合理的すなわち法規に則ってご説明下さい。

回答) 11月29日付けで回答したとおり、一般海域の占有許可は、一般海域の利用に関する条例に基づく手続であり、埋立免許の延長許可とは法体系を別にしてしていることから、それぞれの許可に先後はなく、一般海域の占有許可を埋立免許の延長許可に先行しなければならないとの御指摘は当たりません。なお、お示しの公有水面埋立法第4条第1項第3号は、当初免許の基準を定めた規定であり、延長許可への適用はなく、また、一般海域の占有許可は、同号の「国又は地方公共団体の法律に基づく計画」には該当しません。

質問) 回答になっていません。「法体系を別にしてしていることから、それぞれの許可に先後はなく」と言いながら、公有水面埋立法により海上ボーリング調査を実質免許しているのは全く不合理です。海上ボーリング調査許可審査を実質放棄したと言わざるを得ません。実際、中国電力(株)は、あなたが許可した調査計画を全く実行出来ていません。許可権者の責任は重大です。ご説明下さい。

回答) これまでも回答しているとおり、一般海域の占有許可は、一般海域の利用に関する条例に基づく手続であり、埋立免許の延長許可とは法体系を別にしてしていることから、それぞれの許可に先後はありません。また、それぞれの申請については、どこまでも法令に従って、適正に審査し、適切に対処したものです。なお、海上ボーリング調査等は、事業者である中国電力自らの判断と責任により行われるものです。

(6)国政府は、新規原発の設置は「想定していない」としているのであり、この度の延長許可には正当な事由は認められません。知事が唯一の根拠としている重要電源開発地点指定は、その指定要件の一つ「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」(同規程第四条5四)を最早満たしていないことは明らかだからです。またこのことは、同指定権者である経産大臣に重ねて確認したところ(2019年9月2日付質問と確認、同年9月9日付回答、同年9月10日付質問と確認。9月10日付文書に対する回答は無し。いずれも11月18日付質問書(2)に添付)、大臣も認めたところですので。ご見解を示して下さい。

回答) 10月30日付けで回答したとおり、この度の延長申請については、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考

えていない」との見解が、今回、改めて国から明確に示されたことから、土地需要があると判断し、延長を許可したものである。

質問) 重要電源開発地点指定は、①国政府が指定の根拠を、事業者と知事を含めた地元
の意向としていること、②既に指定の要件を欠いており国政府もそれを認めているこ
とから、公有水面埋立免許延長の合理的根拠とは到底なり得ません。国政府が上関原
発を含めた新規原発建設はリプレースしないと公言していることを知事が無視する理
由についてご説明下さい。

回答) 原発の新增設について、国会答弁などで「現時点で想定していない」との考え方が述
べられていることは承知していますが、10月30日付け及び11月29日付けで回答したと
おり、この度の延長申請については、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有
効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との見解が、今回、改
めて国から明確に示されたことから、土地需要があると判断し、延長を許可したものです。

質問) 全く回答になっていません。経産大臣による重要電源開発地点指定がその正当性
を失っていることは、既に指摘したとおり大臣自身が認めているところですが、ここ
で質問しているのは「国政府が上関原発を含めた新規原発建設はリプレースしないと
公言していることを知事が無視する理由」についてです。ご説明下さい。

回答) これまでも回答しているとおり、この度の延長申請については、「上関原発に係る重要
電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えて
いない」との見解が、今回、改めて国から明確に示されたことから、土地需要があると判
断し、延長を許可したものです。なお、県としては、「経産大臣による重要電源開発地点指
定がその正当性を失っていることは大臣自身が認めている」との御指摘は、貴会の独自の
見解であると認識しています。

質問) 重要電源開発地点指定について伺っているのではありません。国政府が新規原発
は想定していないとしていることについて知事がどう受け止めているのかを伺ってい
ます。ご説明下さい。

(7)本申請に添付されている海上ボーリング調査工程表(補足資料3)では、7月の1ヶ
月が諸準備、8月から10月迄の3ヶ月が現地調査、そして11月から12月の2ヶ月が
分析の計6ヶ月です。知事の補足説明要求による遅延により、当然工期も変更となる訳
ですが、それに伴い修正となる工程表の提出は求められたのでしょうか。求められてい
ないとすれば何故でしょうか。ご説明下さい。

3. 海上ボーリング調査

(1)条例に基づく「一般海域占用許可基準」には「許可の条件」として「申請書の記載事
項に関する条件のほか…」とありますが、田ノ浦周辺を漁場とする祝島漁協及び漁民の
合意は得られていません。にもかかわらず許可した理由についてご説明下さい。

(2)知事は11月5日、中国電力(株)に対して「海域周辺で漁業や遊漁が行われる可能
性があり、事故やトラブルのないよう対処」することを口頭で伝えたそうですが、これ
は事故を懸念したこと、すなわち権利者の合意を得ていないことを認知していたとい
うことです。すなわち許可すべき状況ではなかったということですが、ご見解を示して下
さい。

回答) <(1)及び(2)に対する回答> 条例の手續に必要な利害関係人の同意書が添付されて
おり、申請内容が一般海域の利用に関する条例の許可基準に適合していることから許可
したものである。

質問) 法的に「利害関係人」には、田ノ浦周辺を漁場とする祝島漁協及び漁民が含ま
れます。また知事はこの事を知っていたからこそ、許可後の工事前に事故やトラブル
がないよう中電に注意していたのでしょうか。すると知事は、同許可申請の審査にあたり、

中電に対して、補償対応補完作業を為すよう指導すること及びその結果としての必要
— 函書の追加請求を恣意的に怠ったこととなります。何故に祝島漁協及び漁民は除外さ
れるのか、ご説明下さい。

回答) 一般海域の占用許可に当たっては、一般海域の利用に関する条例の施行規則により利
害関係人の同意書の添付を義務付けていますが、利害関係人は、占用区域において、排他・
独占的な権利である漁業権を有する者であり、この度の占用許可については、利害関係人
である山口県漁業協同組合の同意が添付されています。したがって、御指摘は当たりません。

質問) 同意を要する者を「利害関係人は、占用区域において、排他・独占的な権利であ
る漁業権を有する者」と限定できる法的根拠はなんのでしょうか。むしろ、一般海域の
利用に関する条例は「公衆の一般海域の利用に著しい支障」が生じる場合、許可して
はならないと定めています(第5条一)。知事自らが工事前に事故やトラブルがない
よう事業者に注意する状況は、許可してはならない状況であったことの証左に他なり
ません。事実、「複数の船舶が当該海域に停泊したこと等により」(2019年12月16
日付中電発表)として、事業者は海上ボーリング調査の延期を発表しました。知事の
調査許可の無責任さは厳しく問われなければなりません。見解を伺います。

回答) これまでも回答しているとおり、一般海域の占用許可に当たっては、一般海域の利用
に関する条例の施行規則により利害関係人の同意書の添付を義務付けていますが、利害関
係人は、占用区域において、排他・独占的な権利である漁業権を有する者です。

質問) 唯々、主張を繰り返されているだけで、回答にはなっていません。「一般海域の
利用に関する条例」は利害関係者を「公衆」と謳っているのであり、知事の主張「排
他的・独占的な権利である漁業権を有する者」は当たりません。主張の法的根拠をご
説明下さい。

(3)上関原発着工の見通しが無い中で何故許可できるのでしょうか。「一般海域占用許可基
準」の「2 占有許可の基本方針」には「社会経済上必要やむを得ない場合」のみ許可す
るとあります。ご説明下さい。

回答) 一般海域の占用許可は、原子力発電所本体工事とは別の、一般海域の利用に関する条
例に基づく手続である。申請では、海上ボーリング調査について、原発の安全審査に万全
を期すために実施するとの事業者の説明に合理性があることが認められ、申請内容が条例
の許可基準に適合していることから許可したものである。

質問) 一企業の願望は「社会経済上必要やむを得ない場合」には該当しません。知事が、
本ボーリング調査を「社会経済上必要やむを得ない場合」に該当すると見なした理由
を、県民が分かるようにご説明下さい。

回答) 一般海域の利用に関する条例の目的は、一般海域の適切かつ公平な利用を確保するこ
とです。例えば、通信ケーブルの設置など、事業者の諸活動は想定されており、条例の許
可基準に適合するものについては、これまで許可を行っているところです。

質問) 全く回答になっていません。事業の目的について質問しています。事業者のこの
度の海上ボーリング調査の目的は、上関原発建設のためであることは周知の事実です。
従って、知事は上関原発建設が「社会経済上必要やむを得ない場合」と理解してい
ると考えざるを得ません。ご説明下さい。

回答) これまでも回答しているとおり、この度の一般海域占用申請では、海上ボーリング調
査について、原発の安全審査に万全を期すために実施するとの事業者の説明に合理性があ
ることが認められ、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものです。

質問) 全く回答になっていません。調査を必要とする事業の目的について質問していま
す。この度の埋め立てが必要な事業とはなんであり、それがどうして「社会経済上必
要やむを得ない場合」に該当するのでしょうか。ご説明下さい。

(4)漁業への影響も含めた、環境影響をどのように評価して許可に至ったのかご説明下さ

い。

回答) この度の一般海域占用申請については、ごく限られた範囲で、かつ、その期間も短期間の占用行為であり、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものである。

質問) 環境影響については考慮しなかったということでしょうか。明確にご回答下さい。

回答) この度の一般海域占用申請については、一般海域の利用に関する条例に基づき、自然的環境を損なわないかも含めて審査を行い、申請内容がごく限られた範囲で、かつ、その期間も短期間であり、「公衆の一般海域の利用に著しい支障が生じないものであること」という条例の許可基準に適合していることから許可したものです。

(5)本調査に係る申請は、2019年10月8日付で中国電力(株)より提出されています。つまり、中国電力(株)による当初申請(2019年6月10日付「公有水面埋立免許延長申請」)からは4ヶ月、また知事による延長許可(同年7月26日)から約2ヶ月半を経過しているわけですが、中国電力(株)による当初申請が虚偽でないとしたら、この遅延についてどのように理解されたのでしょうか。

(6)本調査のための許可(10月31日)時点では、竣工期限(7月6日)より4ヶ月近くが経過しています。すなわち、この時点で実質延長期間は約3年2ヶ月となり、海上ボーリング調査は6ヶ月を予定していたところ約2ヶ月となった訳です。更には、中国電力(株)は、2019年12月16日付(当初海上ボーリング調査期間は12月末)で海上ボーリング調査の中断を発表し、再開時期すら未定だとしています。それにも関わらず、知事は公有水面埋立免許について何ら対応策を講じていないということは、中国電力(株)がこの遅延について工期短縮を可能としていると判断しているのだと考えざるを得ませんが、その根拠についてご説明下さい。

4. 山口県庁の姿勢について

質問(1) 回答全般について、明らかに回答になっていない回答が多すぎます。つまり、質問を受け止めずして、多々回答されているという意味です。もし、質問に不明な点があれば、確認の上、回答するようにすべきではないでしょうか。万が一、恣意的にこうした回答をさせている、あるいはしているのだとしたら、地方公務員法他により処罰の対象となる事柄です。見解を示して下さい。

質問(2) わたしたちは、免許等の権限者である知事に質問をしていますが、知事は一度も説明に出てきたことはありませんし、回答者として名前すら出していません。更には、その代理である職員すらも、文書のみで済ませようとしています。もっともその理由を裁判で係争中だと強弁していますが、実際はそうして係争中ではない事柄をも含めているのであり、到底公正とは言えない振る舞いです。また、当方からの、回答文書についての説明要請を断るに際しても、断りの連絡すらもしない、無視するという仕方をされています。こうした有り様は主権在民を軽視した有り様であることはもとより、やはり地方公務員法他による処罰の対象となる事柄だと思えます。見解を示して下さい。

回答) 県としては、御質問に対して、真摯に回答しているものと認識しています。

別紙「2020年3月23日付「上関原発に関する質問」に対する回答書に関する要望」の通り。

以上

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 宇部緑橋教会内 TEL & FAX 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com

2020年3月23日

山口県知事 村岡嗣政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畑太作
携帯電話 080-5029-5599

「上関原発に関する質問」に対する回答書に関する要望

日頃の県民全体のためのお働きに感謝します。

さて、わたし共は、2019年10月10日より、これまで四度に亘って、標記質問書をあなたに提出してきました。四度とは言っても、その質問内容は同じです。何故ならば、あなたは、わたし共の質問に対して、誠実に回答されていない、あるいは職員にさせていないからです。

それは、見解の相違と言った類のものではありません。例えば、その行政判断の法的根拠を求めているにも拘わらず、回答は法を一切示すことなく、唯々己の主張を繰り返している始末です。それとも行政判断の法的根拠の説明を求めることが不当だとでも言うのでしょうか。

更にはそうした回答を繰り返しているため、文書のみではなく、直接口頭での補足説明を求めたところ、裁判中だという不当な言い分でこれを拒んでいます。わたし達の質問事項は、係争中である2012年10月6日以降の公有水面埋立免許失効の判断留保や、2016年8月3日の不当な延長判断については一切触れていないのにも拘わらずです。

こうした知事の、あるいは職員の行為は、地方公務員法第三十三条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」に抵触する可能性が極めて高い行為です。

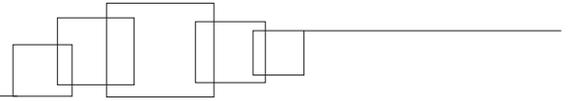
わたし達は、主権者としてここに下記の事を嚴重に申し入れます。

記

1. 主権者からの質問に対しては、質問をはぐらかすことなく、誠実且つ真摯に回答すること。
2. 主権者が、あなたの回答に対して不明があれば、誠実に対応し説明すること。

以上

事務局報告



1. 2019年度会計（2020.2.1～2020.3.31）

(1)通常会計 会の運営に用いられます。

(円)

収入					支出				
科目	予算	期間	年度累計	備考	科目	予算	期間	年度累計	備考
会費	170,000	24,000	168,000		会議費	15,000	0	1,519	
寄付金	150,000	131,000	343,000	内訳下欄	事務費	20,000	3,959	20,663	1月分
前年度繰越	865,899	0	865,899		広報費	150,000	38,096	118,345	News印刷
雑収入		0	3,000		活動費	270,000	0	154,060	
					旅費	200,000	0	136,940	
					その他	70,000	0	17,120	
					雑費	23,000	9,244	19,697	
					雑費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	9,244	19,697	郵便振替
					予備費	207,899	—	—	
					次年度繰越金	500,000	0	0	
					小計	1,185,899	51,299	356,339	
					残高	0	103,701	1,023,560	
合計	1,185,899	155,000	1,379,899		合計	1,185,899	155,000	1,379,899	

【寄付金協力者（敬称略）】お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

上里 恵子	嶋田 久夫	長谷川京子	山口 裕子
石井 隆	清水 隆	星谷 召子	渡辺 竜夫
河野美津江	下末かよ子	堀田 敏彦	祝島島民の会
北村 小夜	田中 照久	堀田 雅子	日本基督教団宇部緑橋教会
河内山宏司	田村伊美子	宮川 悦子	(他、匿名 10)
崎田 修平	中村 光一	宮本 京子	
佐々木明美	奈古屋長世	宮本 輝男	

(2)裁判費会計 裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。

(円)

収入				支出			
科目	期間	年度累計	備考	科目	期間	年度累計	備考
前年度繰越金	0	163,000	前号誤記	弁護士事務費補助	351,000	351,000	
寄付金	200,000	392,000	内訳下欄	残高	-151,000	204,000	
合計	200,000	555,000		合計	200,000	555,000	

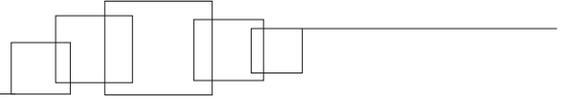
【裁判費協力者（敬称略）】お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

赤間 至	植田裕美子	清水 隆	中村 光一	宮川 悦子	(他、匿名 5)
上里 恵子	河野美津江	下末かよ子	奈古屋長世	宮本 輝男	
石井 隆	河内山宏司	田中 輝美	那須 正幹	山口 裕子	
石田 耕一	崎田 修平	永井 光弘	藤本 明美	山本 丈夫	

2. 会員登録状況 会員登録者数 177 名 (2020/4/6 現在)



刑事告訴について



小畑 太作

ずっ~っと前からなのであるが、どうしてこの国では(と言っても他の国のこともよく知らないが)、公権力による権利侵害に対して、警察や検察はちゃんと機能しないのかと思っていた。逆に言えば、市民が多大の労力と時間と経費を費やして、正に身を削って民事裁判に訴えることだけでいいのかと考えていた。取り分け半ば司法でもある検察を動かす努力も必要なのではないかと。更には、どうせ無駄だと諦めて、そうした働きかけを端から投げている市民がいて、どうせ市民には大したことは出来ない、高をくくってやりたい放題をしている公権力があるのではないかと。

実は、かねてからこう考えていたことを実践した、というのが、この度の県知事を背任罪で、元経産相を幫助罪で、という訴えの一つの流れである。が、勿論、余りに非道い権力の濫用に耐えかねてである。

素人なりに考えて、上記二つの罪状で刑事告訴状なるものを書き上げて、山口地方検察庁宇部支部に持参したのが2019年10月1日であった。当然、すんなり受領はされたが、受理されるまでには相当の時間を要した。

漸く応答があったのが、2019年12月16日付の「返還書」なるものであった。それは「背任罪の構成要件である図利加害目的、任務違背行為、財産上の損害のいずれについても犯罪事実が不明確」との理由で、返還するというものであった。不受理で刷らないそれが意味するのは、要するに、なかったことにするという訳である。

そこで、2019年12月19日付で、上記の聞き慣れない用語を調べて盛り込んだ「告訴状補足説明と質問」書を提出した。因みに調べた際に少し分かったことは、やはり日本の検察は訴える要件の敷居を上げていると言うことである。質問は、「「返還書」なるものは、いかなる法的根拠において送付しているのか」であった。また、検察官は名前を記さないその書面に対しての不快感も併せて表明し、文書での回答を求めた。

案の定、回答は来ないまま、2020年3月12日、電話にて告訴受理の旨の連絡と来庁依頼を受けた。それ迄の姿勢を踏まえれば、多分に、受理して不起訴にする体だろうと思われたが、3月17日の訪庁の際の、山田という検察官の対応は、予想どおりでしかなかった。正義や真理を求めようという姿勢は、微塵も感じられない。むしろその態度や言葉から受けた印象は、如何に既存の枠内に収めるか、言い方を換えれば、「余計な」仕事をしないで済ませようということだけであった。

冒頭で記したように考えていたわたしが、大げさに言うならば新たな歴史を拓こうと思うわたしが説得に応じるはずもなく、結局、渋々ながら検察官は調書を作成するのだが、その確認作業の終わりで、漏れはないかと問われた際にわたしが、原発そのものの問題性を本来は問いたいところだと漏らしたところ、検察官は所謂、統治行為論を居丈高に長々と説明しだした。

説明が長いので「統治行為論ですね」と遮ると、検察官は黙ってしまった。ついでに、米国の介入が証明されていることも言うておけばよかった…。

一方、メール環境にある方々には、告訴人の追加参加を二度程呼びかけたところ、4名の方々が名乗り出て下さった。しかし、10名に満たない場合は追加をしない前提で呼びかけたので、現状は変わらず、つまりわたし一人で訴えている状況である。歴史を変えるのは容易いことではないと言うことなのだろう。

とは言え、告訴が受理された以上、知事(側)や元経産大臣にも、何らかの捜査が為されることにはなる。期待は出来ないが、動けば、何かが変わっていくことを信じていたい。北京で蝶が羽ばたけば、メキシコでハリケーンが起こることもあるのだから。

不起訴の次は、審査請求となるのであろう。また報告するが、覚えていて下されば幸いである。

(おばた・たいさく/原告)

